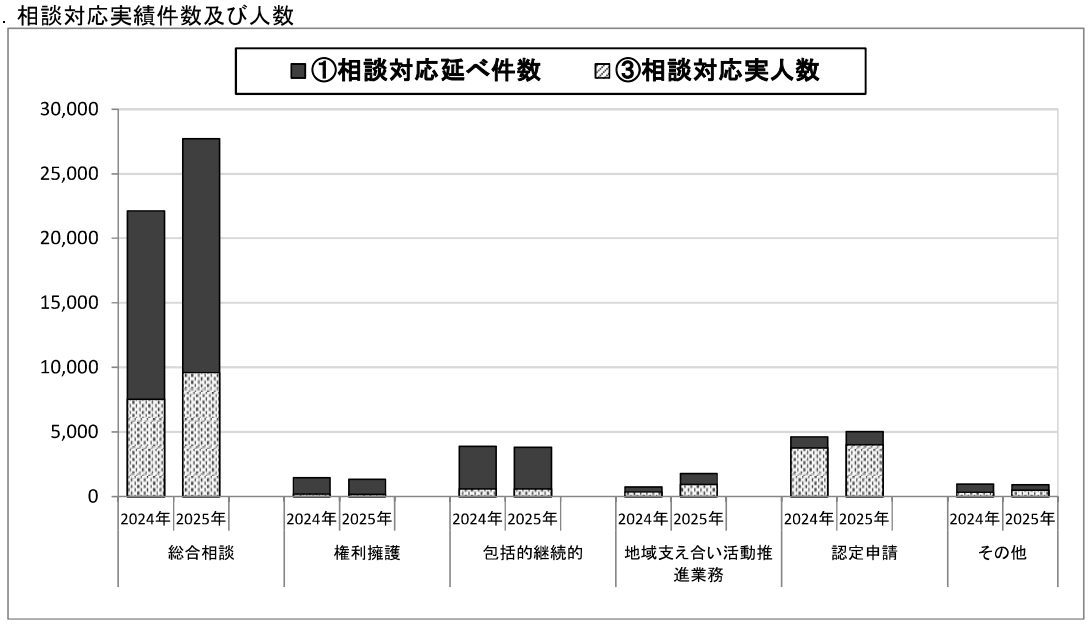
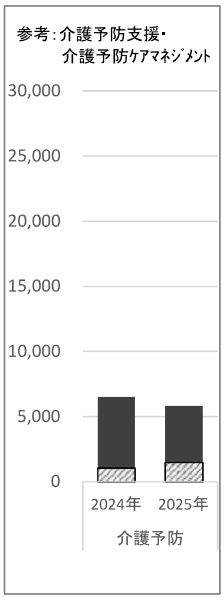
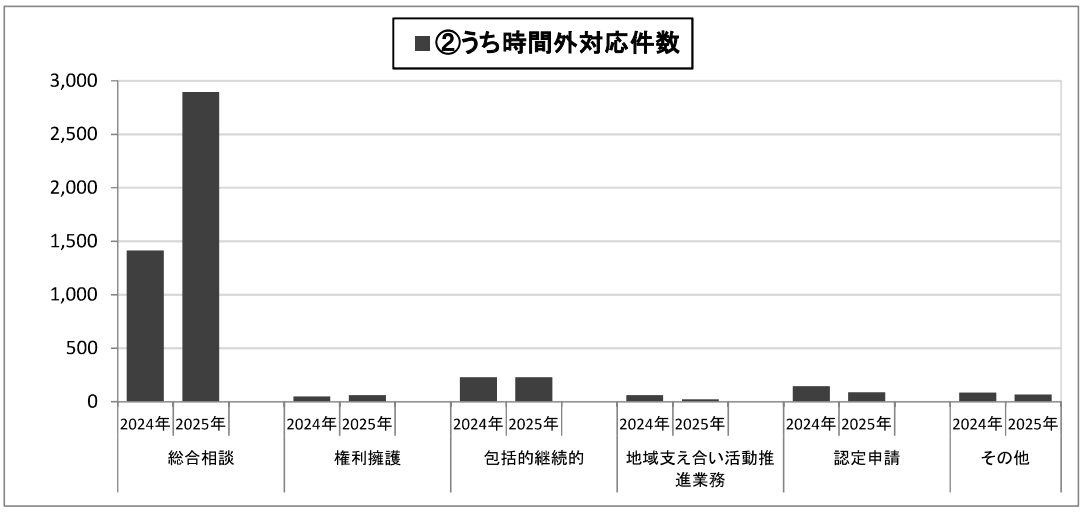
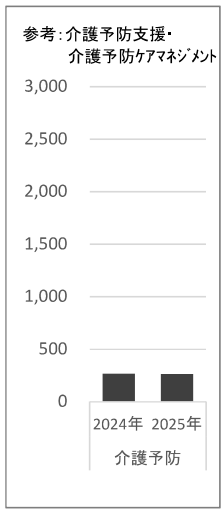
2025年度　実績報告書（北区）

1. 相談対応実績件数及び人数









	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	11,576	1,072	3,421	1,008	521	12	4,075	73	61	653	30	1,070	1,452	385	943	630	26,982
うち時間外対応	1,346	23	205	58	43	0	220	7	0	24	0	44	93	3	19	55	2,140
来所	3,376	251	694	72	185	49	358	21	0	45	4	147	119	79	1,931	103	7,434
うち時間外対応	796	13	86	3	26	3	10	1	0	5	0	8	8	2	47	4	1,012
訪問	1,939	124	608	779	178	55	1,249	35	17	170	14	214	385	393	1,876	105	8,141
うち時間外対応	92	2	56	31	11	1	27	2	0	9	1	5	40	7	20	1	305
その他	1,070	38	513	108	56	5	114	14	9	168	8	167	248	906	277	72	3,773
うち時間外対応	40	1	41	9	7	0	6	0	1	11	0	2	25	8	0	5	156
①相談対応延べ件数	17,961	1,485	5,236	1,967	940	121	5,796	143	87	1,036	56	1,598	2,204	1,763	5,027	910	46,330
前年度比	28%	29%	38%	−18%	54%	−16%	−11%	−34%	412%	−11%	−18%	2%	−5%	140%	9%	−6%	15%
1圏域あたり（件）	1,796	149	524	197	94	12	580	14	9	104	6	160	220	176	503	91	4,633
②うち時間外対応件数	2,274	39	388	101	87	4	263	10	1	49	1	59	166	20	86	65	3,613
前年度比	152%	30%	28%	−25%	156%	−50%	−1%	43%	−	26%	−67%	−13%	4%	−67%	−39%	−23%	61%
1圏域あたり（件）	227	4	39	10	9	0	26	1	0	5	0	6	17	2	9	7	361
③相談対応実人数	7,010	515	979	602	407	90	1,484	41	7	93	31	420	174	933	4,010	503	−
前年度比	35%	22%	37%	−28%	46%	−11%	41%	−16%	75%	2%	−40%	4%	−8%	171%	6%	49%	−
1圏域あたり（人）	701	52	98	60	41	9	148	4	1	9	3	42	17	93	401	50	−

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外（休日、祝日を含む）に受付・対応した件数

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	2	1	0	3	9
実人数	2	2	1	0	3	8

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	54,322 件	4.6%	5,432.2 件
緊急対応件数（事故対応等）	件数	27 件	−6.9%	2.7 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	29,983	3,519

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	18 件	−21.7%	1.8 件
	参加人数	295 人	−39.4%	29.5 人
	（内訳）協議体開催数	9 件	−10.0%	0.9 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	36 件	300.0%	3.6 件
	参加人数	171 人	175.8%	17.1 人
自センター主催の会議等	開催数	57 件	50.0%	5.7 件
	参加人数	995 人	94.7%	99.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	80 件	5.3%	8.0 件
	参加人数	940 人	−2.7%	94.0 人
行政等主催の会議等	開催数	317 件	−10.7%	31.7 件
	参加職員数	588 人	−2.2%	58.8 人
地域主催の会議等	開催数	1,132 件	10.0%	113.2 件
	参加職員数	1,653 人	−9.3%	165.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	48 件	17.1%	4.8 件
	参加人数	638 人	−0.8%	63.8 人
介護リフレッシュ教室	開催数	49 件	2.1%	4.9 件
	参加人数	378 人	23.1%	37.8 人
運営推進会議	開催数	181 件	9.0%	18.1 件
	参加職員数	202 人	16.1%	20.2 人
研修	回数	244 件	−8.6%	24.4 件
	受講職員数	579 人	25.9%	57.9 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	79 件	51.9%	7.9 件
	参加職員数	93 人	45.3%	9.3 人
他機関との連絡調整	件数	9,990 件	13.5%	999.0 件

月別実績報告書 その1

センター番号：	05
センター名：	北区

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	11,576	1,072	3,421	1,008	521	12	4,075	73	61	653	30	1,070	1,452	385	943	630	26,982
うち時間外対応	1,346	23	205	58	43	0	220	7	0	24	0	44	93	3	19	55	2,140
来所	3,376	251	694	72	185	49	358	21	0	45	4	147	119	79	1,931	103	7,434
うち時間外対応	796	13	86	3	26	3	10	1	0	5	0	8	8	2	47	4	1,012
訪問	1,939	124	608	779	178	55	1,249	35	17	170	14	214	385	393	1,876	105	8,141
うち時間外対応	92	2	56	31	11	1	27	2	0	9	1	5	40	7	20	1	305
その他	1,070	38	513	108	56	5	114	14	9	168	8	167	248	906	277	72	3,773
うち時間外対応	40	1	41	9	7	0	6	0	1	11	0	2	25	8	0	5	156
合計	17,961	1,485	5,236	1,967	940	121	5,796	143	87	1,036	56	1,598	2,204	1,763	5,027	910	46,330
うち時間外対応	2,274	39	388	101	87	4	263	10	1	49	1	59	166	20	86	65	3,613
実人数	11,856	931	1,969	1,122	763	113	3,455	86	21	291	35	881	643	1,511	4,386	704	28,767
うち新規人数	7,010	515	979	602	407	90	1,484	41	7	93	31	420	174	933	4,010	503	17,299

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	2	1	0	3	9
実人数	2	2	1	0	3	8

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	1,016	対象人数	54,322
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	343	対象人数	17,924
緊急対応件数（事故対応等）		件数	27		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		750	19	731	318	41	8
	簡易型		609	20	589	199	30	2
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		2,167	34	2,133	766	95	16
モニタリング	回数	29,983	サービス担当者会議			回数		3,519

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	18	参加人数	295
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	9		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	36	参加人数	171
自センター主催の会議等	会議数	57	参加人数	995
小地域支え合い連絡会	開催数	80	参加人数	940
行政等主催の会議等	会議数	317	参加職員数	588
地域主催の会議等	会議数	1,132	参加職員数	1,653
ケアマネ等研修会	開催数	48	参加人数	638
介護リフレッシュ教室	開催数	49	参加人数	378
運営推進会議	開催数	181	参加職員数	202
研修	回数	244	受講職員数	579
住民主体活動の後方支援	参加回数	79	参加職員数	93
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	9,990		
（内数）ケース検討会	開催数	128		

月別実績報告書 その1

センター番号：	34
センター名：	道場あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,093	333	96	45	45	0	274	0	0	58	2	25	3	7	275	20	2,276
うち時間外対応	15	4	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	1	4	0	28
来所	305	72	44	0	12	0	48	0	0	1	0	16	5	6	205	6	720
うち時間外対応	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	13
訪問	174	30	13	29	7	2	71	0	0	6	3	3	1	44	135	3	521
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	7
その他	21	2	10	8	1	0	1	0	0	1	0	0	0	67	22	2	135
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
合計	1,593	437	163	82	65	2	394	0	0	66	5	44	9	124	637	31	3,652
うち時間外対応	21	7	1	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	11	9	0	54
実人数	848	269	105	47	45	2	221	0	0	13	5	42	9	120	424	30	2,180
うち新規人数	503	128	61	30	27	2	104	0	0	6	5	32	6	33	358	25	1,320

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	165	対象人数	10,057
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1	対象人数	21
緊急対応件数（事故対応等）		件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		25	2	23	11	0	0
	簡易型		25	0	25	10	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		156	4	152	45	0	2
モニタリング	回数	2,087	サービス担当者会議			回数		315

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	18
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	7
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	22
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	131
行政等主催の会議等	会議数	24	参加職員数	33
地域主催の会議等	会議数	161	参加職員数	183
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	53
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	72
運営推進会議	開催数	12	参加職員数	12
研修	回数	16	受講職員数	24
住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数	6
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	570		
（内数）ケース検討会	開催数	9		

月別実績報告書 その1

センター番号：	35
センター名：	ありのあんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,402	61	99	34	51	1	282	2	0	66	3	98	86	181	276	124	2,766
うち時間外対応	68	4	5	3	10	0	3	0	0	3	0	0	5	2	9	12	124
来所	289	29	40	1	13	3	8	0	0	0	0	3	2	5	250	6	649
うち時間外対応	29	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	44
訪問	469	16	7	47	17	4	96	6	0	23	2	7	30	180	361	6	1,271
うち時間外対応	32	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	10	2	11	0	60
その他	52	1	18	2	9	0	3	0	0	5	0	0	10	43	4	11	158
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	10
合計	2,212	107	164	84	90	8	389	8	0	94	5	108	128	409	891	147	4,844
うち時間外対応	132	5	9	7	11	0	3	0	0	4	0	0	15	6	29	17	238
実人数	2,140	107	164	76	88	8	271	8	0	72	4	79	108	288	706	91	4,210
うち新規人数	938	58	80	29	35	7	237	4	0	14	3	47	25	217	682	61	2,437

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	205	対象人数	4,322
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	42	対象人数	933
緊急対応件数（事故対応等）		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		95	1	94	23	0	0
	簡易型		100	2	98	7	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		340	7	333	61	0	3
モニタリング	回数	5,556	サービス担当者会議			回数		654

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	21
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	10
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	34
小地域支え合い連絡会	開催数	17	参加人数	283
行政等主催の会議等	会議数	42	参加職員数	63
地域主催の会議等	会議数	205	参加職員数	249
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	15
運営推進会議	開催数	36	参加職員数	36
研修	回数	56	受講職員数	248
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	339		
（内数）ケース検討会	開催数	8		

月別実績報告書 その1

センター番号：	36
センター名：	八多淡河あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	127	198	73	1	1	0	65	0	27	9	2	144	106	11	62	61	887
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	47	22	4	0	0	0	9	0	0	0	0	10	1	6	25	9	133
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	54	12	5	40	0	0	38	0	9	1	0	6	28	0	37	10	240
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	12	5	2	4	0	0	10	0	5	4	1	30	16	6	22	20	137
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	240	237	84	45	1	0	122	0	41	14	3	190	151	23	146	100	1,397
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実人数	159	114	35	29	1	0	73	0	6	3	2	125	18	22	99	72	758
うち新規人数	117	58	20	24	1	0	53	0	3	1	2	89	6	15	83	54	526

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	71	対象人数	8,094
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	20	対象人数	1,425
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		7	1	6	1	0	0
	簡易型		7	0	7	2	1	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		68	2	66	5	3	0
モニタリング	回数	1,019	サービス担当者会議			回数		127

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	19
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	14
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	57
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	81
行政等主催の会議等	会議数	33	参加職員数	36
地域主催の会議等	会議数	140	参加職員数	199
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	37
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	35
運営推進会議	開催数	16	参加職員数	16
研修	回数	15	受講職員数	16
住民主体活動の後方支援	参加回数	15	参加職員数	15
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	451		
（内数）ケース検討会	開催数	9		

月別実績報告書 その1

センター番号：	37
センター名：	有馬あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	489	17	99	51	19	0	52	10	1	38	5	74	23	18	118	100	1,114
うち時間外対応	19	1	6	4	3	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	3	40
来所	157	8	45	4	4	3	10	3	0	1	1	26	4	9	126	21	422
うち時間外対応	9	0	11	2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	10	2	38
訪問	91	4	34	64	20	15	30	5	0	21	5	20	20	1	118	24	472
うち時間外対応	1	0	3	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	10
その他	28	1	21	4	4	0	1	5	1	18	5	11	8	5	10	22	144
うち時間外対応	2	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
合計	765	30	199	123	47	18	93	23	2	78	16	131	55	33	372	167	2,152
うち時間外対応	31	1	24	8	7	1	0	1	0	0	1	5	0	0	10	6	95
実人数	507	24	105	66	36	18	71	11	1	23	7	89	23	23	305	124	1,433
うち新規人数	376	20	72	50	32	16	66	5	1	8	7	66	14	18	267	102	1,120

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	1	1
実人数	0	0	0	0	1	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	35	対象人数	476
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	8	対象人数	139
緊急対応件数（事故対応等）		件数	5		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		65	2	63	27	7	2
	簡易型		49	4	45	9	1	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		167	4	163	43	14	2
モニタリング	回数	1,956	サービス担当者会議			回数		244

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	29
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	6	参加人数	347
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	106
行政等主催の会議等	会議数	29	参加職員数	44
地域主催の会議等	会議数	127	参加職員数	211
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	40
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	15
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	7
研修	回数	32	受講職員数	49
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	525		
（内数）ケース検討会	開催数	11		

月別実績報告書 その1

センター番号：	38
センター名：	谷上あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,149	15	55	26	32	2	856	0	0	85	2	61	29	0	0	3	2,315
うち時間外対応	94	0	0	0	0	0	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	102
来所	402	7	9	1	3	2	90	0	0	2	0	4	1	0	199	0	720
うち時間外対応	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
訪問	106	0	10	131	19	7	208	1	0	14	0	23	23	0	218	3	763
うち時間外対応	7	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	15
その他	22	0	3	0	0	2	21	0	0	24	0	2	1	0	50	0	125
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	1,679	22	77	158	54	13	1,175	1	0	125	2	90	54	0	467	6	3,923
うち時間外対応	133	0	0	0	0	0	6	0	0	7	0	0	4	0	0	0	150
実人数	1,496	22	67	130	41	12	580	1	0	33	2	38	17	0	467	6	2,912
うち新規人数	1,012	21	46	120	38	12	252	1	0	9	2	25	8	0	453	5	2,004

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	96	対象人数	1,651
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	96	対象人数	1,651
緊急対応件数（事故対応等）		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		108	1	107	31	3	2
	簡易型		64	2	62	11	2	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		268	2	266	81	7	2
モニタリング	回数	3,173	サービス担当者会議			回数		464

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	44
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	17	参加人数	230
小地域支え合い連絡会	開催数	0	参加人数	0
行政等主催の会議等	会議数	28	参加職員数	50
地域主催の会議等	会議数	91	参加職員数	180
ケアマネ等研修会	開催数	13	参加人数	240
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	19
運営推進会議	開催数	40	参加職員数	40
研修	回数	18	受講職員数	19
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	343		
（内数）ケース検討会	開催数	28		

月別実績報告書 その1

センター番号：	39
センター名：	神戸北町あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	226	20	76	45	3	1	24	1	0	7	3	45	21	16	21	4	513
うち時間外対応	11	1	6	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	20
来所	334	13	141	7	6	16	11	0	0	2	0	16	7	4	197	27	781
うち時間外対応	17	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4	0	37
訪問	83	4	30	96	3	0	2	2	0	13	0	9	9	3	153	2	409
うち時間外対応	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
その他	11	4	15	1	1	0	0	0	0	3	1	8	4	0	4	0	52
うち時間外対応	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	654	41	262	149	13	17	37	3	0	25	4	78	41	23	375	33	1,755
うち時間外対応	30	2	20	2	0	0	1	0	0	0	0	3	2	0	4	0	64
実人数	539	30	209	124	11	15	29	2	0	12	2	40	21	22	316	30	1,402
うち新規人数	302	11	146	19	8	12	10	0	0	6	2	13	7	21	310	21	888

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	135	対象人数	2,872
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1	対象人数	28
緊急対応件数（事故対応等）		件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		70	0	70	20	3	1
	簡易型		74	3	71	14	0	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		255	3	252	69	10	1
モニタリング	回数	3,073	サービス担当者会議			回数		464

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	26
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	37
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	146
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	28
行政等主催の会議等	会議数	25	参加職員数	132
地域主催の会議等	会議数	135	参加職員数	183
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	29
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	21
運営推進会議	開催数	8	参加職員数	16
研修	回数	13	受講職員数	21
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	207		
（内数）ケース検討会	開催数	7		

月別実績報告書 その1

センター番号：	40
センター名：	北鈴蘭台

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,535	80	200	34	58	4	668	1	0	32	1	61	5	109	182	128	3,098
うち時間外対応	226	5	2	0	1	0	24	0	0	1	0	3	0	0	0	0	262
来所	326	29	61	3	31	6	48	2	0	1	0	4	1	27	183	7	729
うち時間外対応	4	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
訪問	148	7	34	44	13	8	358	0	0	4	0	9	1	69	95	6	796
うち時間外対応	6	0	3	2	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
その他	611	1	11	7	1	1	24	0	0	1	0	8	0	781	5	7	1,458
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,620	117	306	88	103	19	1,098	3	0	38	1	82	7	986	465	148	6,081
うち時間外対応	236	7	8	2	3	0	27	0	0	1	0	3	0	0	0	0	287
実人数	2,280	112	254	67	90	17	676	3	0	27	1	36	7	910	404	123	5,007
うち新規人数	1,991	92	190	57	83	15	413	3	0	20	1	20	7	577	349	114	3,932

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	36	対象人数	904
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	31	対象人数	852
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		124	6	118	86	4	0
	簡易型		66	3	63	36	2	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		173	4	169	105	0	0
モニタリング	回数	1,620	サービス担当者会議			回数		219

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	24
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	25
自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数	42
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	99
行政等主催の会議等	会議数	37	参加職員数	74
地域主催の会議等	会議数	25	参加職員数	152
ケアマネ等研修会	開催数	10	参加人数	23
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	63
運営推進会議	開催数	25	参加職員数	32
研修	回数	17	受講職員数	23
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数	14
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	582		
（内数）ケース検討会	開催数	2		

月別実績報告書 その1

センター番号：	41
センター名：	鈴蘭台

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	612	43	126	116	191	2	1,173	9	10	27	4	189	61	27	9	73	2,672
うち時間外対応	69	3	14	9	24	0	158	2	0	3	0	15	6	0	6	13	322
来所	241	23	56	11	75	5	100	2	0	2	0	20	16	9	281	12	853
うち時間外対応	43	6	17	0	21	1	8	1	0	1	0	4	3	0	20	1	126
訪問	78	6	31	44	45	4	190	5	4	10	0	77	69	32	254	12	861
うち時間外対応	6	1	5	15	3	0	14	1	0	0	0	3	12	1	8	0	69
その他	18	0	11	1	15	1	32	2	0	2	0	8	22	4	43	4	163
うち時間外対応	4	0	4	0	5	0	3	0	0	2	0	0	6	0	0	0	24
合計	949	72	224	172	326	12	1,495	18	14	41	4	294	168	72	587	101	4,549
うち時間外対応	122	10	40	24	53	1	183	4	0	6	0	22	27	1	34	14	541
実人数	831	65	182	146	292	10	978	13	3	17	4	186	73	52	578	91	3,521
うち新規人数	417	36	70	68	115	10	155	6	0	9	4	42	8	18	504	27	1,489

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	0	1
実人数	0	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	83	対象人数	2,967
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	26	対象人数	827
緊急対応件数（事故対応等）		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		91	4	87	35	5	1
	簡易型		82	3	79	32	8	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		246	2	244	107	14	2
モニタリング	回数	2,700	サービス担当者会議			回数		356

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	71
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	8	参加人数	46
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	98
小地域支え合い連絡会	開催数	15	参加人数	80
行政等主催の会議等	会議数	34	参加職員数	51
地域主催の会議等	会議数	61	参加職員数	73
ケアマネ等研修会	開催数	5	参加人数	60
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	60
運営推進会議	開催数	23	参加職員数	23
研修	回数	30	受講職員数	60
住民主体活動の後方支援	参加回数	54	参加職員数	57
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,649		
（内数）ケース検討会	開催数	23		

月別実績報告書 その1

センター番号：	42
センター名：	五葉あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	2,138	15	2,112	218	88	2	324	19	23	198	2	144	663	11	0	41	5,998
うち時間外対応	757	2	158	30	5	0	25	1	0	11	0	9	63	0	0	4	1,065
来所	952	7	216	3	27	7	19	10	0	23	2	20	37	12	256	5	1,596
うち時間外対応	660	1	38	0	3	1	2	0	0	4	0	0	4	2	0	1	716
訪問	342	6	333	93	31	10	90	6	4	54	0	23	114	1	294	4	1,405
うち時間外対応	36	0	44	6	4	1	10	1	0	4	0	2	13	0	0	0	121
その他	150	0	377	33	18	1	11	4	3	32	0	21	121	0	62	2	835
うち時間外対応	16	0	31	3	1	0	1	0	1	0	0	1	11	0	0	0	65
合計	3,582	28	3,038	347	164	20	444	39	30	307	4	208	935	24	612	52	9,834
うち時間外対応	1,469	3	271	39	13	2	38	2	1	19	0	12	91	2	0	5	1,967
実人数	1,442	27	612	171	104	20	206	24	11	53	4	112	209	20	612	47	3,674
うち新規人数	505	6	150	74	34	5	62	7	3	9	1	18	35	15	595	18	1,537

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	121	対象人数	11,763
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	75	対象人数	6,488
緊急対応件数（事故対応等）		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		104	2	102	23	0	2
	簡易型		80	2	78	14	1	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		290	4	286	49	0	2
モニタリング	回数	6,611	サービス担当者会議			回数		359

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	6
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	8	参加人数	22
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	2
小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	102
行政等主催の会議等	会議数	37	参加職員数	65
地域主催の会議等	会議数	136	参加職員数	156
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	3
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	56
運営推進会議	開催数	8	参加職員数	12
研修	回数	25	受講職員数	94
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	3,901		
（内数）ケース検討会	開催数	24		

月別実績報告書 その1

センター番号：	43
センター名：	しあわせの村

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	2,805	290	485	438	33	0	357	31	0	133	6	229	455	5	0	76	5,343
うち時間外対応	87	3	14	12	0	0	2	3	0	1	0	13	19	0	0	23	177
来所	323	41	78	42	14	7	15	4	0	13	1	28	45	1	209	10	831
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	394	39	111	191	23	5	166	10	0	24	4	37	90	63	211	35	1,403
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	145	24	45	48	7	0	11	3	0	78	1	79	66	0	55	4	566
うち時間外対応	12	1	1	6	0	0	1	0	0	9	0	1	8	0	0	0	39
合計	3,667	394	719	719	77	12	549	48	0	248	12	373	656	69	475	125	8,143
うち時間外対応	100	4	15	18	0	0	3	3	0	10	0	14	27	0	0	23	217
実人数	1,614	161	236	266	55	11	350	24	0	38	4	134	158	54	475	90	3,670
うち新規人数	849	85	144	131	34	11	132	15	0	11	4	68	58	19	409	76	2,046

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	0	0	0	2	5
実人数	2	0	0	0	2	4

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	69	対象人数	11,216
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	43	対象人数	5,560
緊急対応件数（事故対応等）		件数	8		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		61	0	61	61	19	0
	簡易型		62	1	61	64	15	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		204	2	202	201	47	2
モニタリング	回数	2,188	サービス担当者会議			回数		317

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	37
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	17
小地域支え合い連絡会	開催数	2	参加人数	30
行政等主催の会議等	会議数	28	参加職員数	40
地域主催の会議等	会議数	51	参加職員数	67
ケアマネ等研修会	開催数	6	参加人数	153
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	22
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	8
研修	回数	22	受講職員数	25
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,423		
（内数）ケース検討会	開催数	7		

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　34

あんしんすこやかセンター名：　道場あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　鶴田　貴士

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・月～金曜日　9：00～17：00　　土曜日　9：00～12：00
（※日・祝日・12/30～1/3　休日）

・センター職員は個別に事業所携帯電話を持ち、運営時間内は施設内外問わず連絡が取れる体制を取ります。

・夜間・休日においては、4 職種が輪番で転送電話を受ける体制を整えており、緊急時の対応についてマニュアル化し携帯電話で 24 時間対応します。

・災害等の発生に備え、神戸市のガイドラインに基づき、独自の業務継続計画（BCP）を作成し、要援護者の支援体制を整えます。

２．職員の配置について

・センター職員 5 名と介護支援専門員 1 名（予防プランナー）を配置しています。それぞれの専門性を活かしながらチームで取り組み、地域の関係機関や各種団体との連携を図りながら活動します。

・センター職員は、医療・福祉関係の会合や研修会等に積極的に参加し研鑽します。圏域すべての地域の行事、民生児童委員の集まりには計画的に参加し、顔が見える関係づくりを目指します。

・社内、社外研修には計画的に参加し、専門機関との連携および自己研鑽にはげみます。

３．総合相談支援業務について

・総合相談支援として、介護相談だけではなく、多様化している様々な内容の相談に対応するために、相談内容を分析し、チームアプローチができるよう勉強会を開催することで職員の資質の向上を図り、また適切な機関との連携を図ります。

・迅速に丁寧に、地域住民の相談・提案など臨機応変に対応し信頼されるセンターを目指します。

・広域なエリアを担当していることから、来所相談に加え、個別訪問、喫茶サロンを始めとする地域住民の集い場については、民生委員等と連携をとりながら状況を把握します。

・職員がすべての地区の集い場に計画的に足を運び、地域の現状や気になることなど直に聞き取り対応し地域に根差したセンターを目指します。

・高齢になってから、他市より転居された方が地域に馴染めるよう、環境、健康状態、交通手段、趣味嗜好など十分に聞き取り、地域のサークル活動や集い場などを紹介します。
・地域で暮らし続ける高齢者の生活の質（QOL）を向上・維持し、豊かな生活を実現するため、ニーズに合った社会資源について情報提供します。
・地域の住民が健康を維持するため、健康に対する意識や地域の傾向性などリアルな情報を収集し、フレイル予防の啓発や、安心して暮らせるように地域や対象者に合わせた事業を計画します。

４．権利擁護業務について
・地域住民や関係事業所に対して、高齢者の権利擁護（高齢者虐待、成年後見人制度、消費者被害）啓発活動として、権利擁護に関するチラシを配布し情報提供します。また地域活動に参加する時にも、高齢者の権利について周知・理解を深める機会を設け、わかりやすくアナウンスします。
・高齢者虐待に関する通報がある時は状況が深刻化してから発見されるケースが多いため、日頃より関係事業所との連携を密にすることで、早期の相談、通報に繋げていきます。通報時には初動期の対応、第３版高齢者虐待対応手引きに従い、速やかに対処します。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について
・介護相談は、要支援要介護認定を受ける前からの複雑な生活環境、家庭環境など対応が困難とされる相談は多種多様です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援やサービス提供が行えるよう、地域の医療・介護・福祉など様々な関係機関との連携に努めます。それぞれの状況にあった適切な支援の提供ができるよう働きかけます。
・通院が困難で自宅など居宅での療養生活を望まれる方には、適切な在宅医療を提供することができるように医療連携の取り組みを継続します。
・圏域内を担当している介護支援専門員が対応困難となっているケースなどについては、ニーズに応じて日ごろから把握している地域資源をケアマネジメントに活用できるよう支援を行います。
・介護支援専門員から受けた相談事例の内容を分析し、担当圏域の介護支援専門員の支援ニーズに基づいて対応します。その内容をもとに、研修会を開催し、情報交換や勉強会などの機会を設けてケアマネジメントの質の向上を目指します。

６．介護予防ケアマネジメント業務について
・介護予防の更なる普及啓発のために、地域特性に応じた介護予防の推進に努めます。
・地域イベントや地域行事の場を積極的に活用し介護予防についてフォーマルなサービス、インフォーマルなサービスなどの情報を提供し自立した生活をおくるための支援をおこないます。

７．地域支え合い活動推進事業について

・地域の見守り体制に繋がっていない高齢者、または老々介護、ひきこもり、認知症など支援を必要とする高齢者を地域で早期に発見し、専門的支援に繋げるために関係機関と協働し、住民同士の関係作りを支援します。
・協力事業者から、地域の気になる高齢者に関して、即時に相談を入れてもらえるよう、事業者への挨拶等、顔の見える関係づくりを継続して目指します。
・地域の集いの場・サロン等については、民生委員を含むつどいの場支援者と平素より連携をとり、参加者の心身状況の変化を把握します。また、支援者の困りごとを聞き取り、課題やニーズの把握に努め、住民主体の活動が継続していけるよう支援していきます。
・偶数月は「新・みまもりの輪」、奇数月は「わたぼうし」というあんしんすこやかセンター広報紙を発行し、地域の高齢者に介護予防をはじめとする様々な情報提供を行います。

８．認知症に関する取り組みについて
・当センターが病院（神戸市認知症検診を実施）に併設されている立地を生かし神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の基本理念のもと、認知症神戸モデルや「認知症ケアパス」の地域への広報や、対象者の方へ説明・案内を積極的に行い、認知症に関する相談・支援を行います。
・年々認知症に関する相談件数が増加しており、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく安心して暮らせるよう、地域の支援者と連携し認知症サポーター養成講座、声掛け訓練を開催します。
・認知症が疑われる住民からの相談については、専門医療機関の受診、高齢者安心登録事業の利用促進など、適切な支援をします。必要に応じてオレンジチームとも連携を図ります。
・認知症高齢者に対する介護者への支援として、介護リフレッシュ教室を充実させ、当事者が参加しやすいように啓発を行っていきます。

９．民生委員等地域との連携について
・各地域で開催される民生児童委員協議会の定例会に参加し、見守り活動の他、日頃の地域支え合い活動の中で高齢者の情報を共有し、対応方法を地域とともに考えていける関係づくりを継続して行います。
・年3回、地域見守り連絡会を開催し、社協・民児協・センター3者で見守り対象者に関する情報を共有する機会を作り、毎年、新規の見守り対象者の調査の際には、民生委員の要望時、地域支え合い推進員が同行して状況を確認します。
・地域で行われている行事やつどいの場には積極的に参加し、地域関係者と顔の見える関係を築き、地域の意見や要望などの声をセンターにあげてもらいやすい環境を作っていきます。

１０．医療機関との連携について
・地域の高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、医療が必要な高齢者の早期発見につとめ、連携を強化するため、「キタールさん手帳」を訪問の際に配布し、かかりつけ医とお薬手帳を持つよう啓発します。また高齢者に限定せず、アルコールの問題、

引きこもりの問題など、医療を含めた支援の必要性が高まっていると考えられます。必要な支援を行うためにも、専門機関と連携、治療の開始と継続、なにより在宅での生活が継続できるように支援します。そのために医療、看護のネットワークを密にし、地域看護連絡会等、情報交換できる機会を活用します。

・必要時には主治医連絡票や入院連携シートを活用にて医療機関とやりとりをし、医療の視点を踏まえて介護予防ケアマネジメント支援が行えるよう努めます。

１１．その他関係機関との連携について

・当センターの圏域は、三田市・西宮市・三木市に隣接しており、各地域の医療機関や介護保険サービス事業所との協力・連携が必要です。各医療機関や介護保険サービス事業所の閉鎖、再開、新規開設もあるため、地域の社会資源の情報収集に努めます。センターへの来所の際は、日頃から丁寧な窓口対応、顔が見える関係に努めます。センター主催の介護リフレッシュ教室や地域ケア会議、フレイル予防支援事業、認知症声掛け訓練、小学校の高齢者福祉学習等の情報や機会を提供し当センターの事業活動をアピールします。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・センター業務を行う上で、あんしんすこやかセンター運営方針・運営要領・事業実施要領を遵守し、高齢者サービスを特定のサービス事業者に偏ることがないよう、公正・中立の立場で情報提供を行うことに努めます。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　３５

あんしんすこやかセンター名：　ありのあんしんすこやかセンター

運営管理者名：松永　りか

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

平日及び土曜日の 8:30 分から 17:30 の間センター職員による総合相談業務を行っている。休日は 8：30 から 17：30 の間センター職員を配置し緊急対応等に備える。また、夜間の対応に関しては、同一法人が運営する特別養護老人ホーム宿直室に電話が転送され、緊急マニュアルに基づき管理者へ連絡が入るシステムが確立されており 24 時間にわたる相談対応を実施する。業務継続計画（BCP）を作成し、災害等発生時の支援体制を整える。

２．職員の配置について

保健師・看護師計２名、主任介護支援専門員１名、社会福祉士３名、地域支えあい推進員１名、介護予防プランナー３名を配置。多岐にわたる相談に、迅速・丁寧に対応する。引き続き職員間の連携を密にとり、それぞれの専門性や経験を活かしながら多種多様なチームアプローチを行なう体制を構築する。

３．総合相談支援業務について

当法人の済生会が掲げる「親切」・「丁寧」・「迅速」の心を旨として、相談者の立場に立った的確な対応が出来るように努める。電話や訪問、来所相談のみならず、相談会の開催や４職種が交代で地域のつどい場などに出向き､地域住民が安心して相談できる拠点となる事を目指す。毎朝朝礼時に相談内容やセンターとしての対応方法等を共有する。職種の専門性を活かし、早期に必要な支援につなげるために、ケース状況に合わせて複数（多職種）体制で訪問等を実施する。また、積極的に研修等に参加し職員のスキルアップを図る。

４．権利擁護業務について

悪徳商法や詐欺等の消費者被害防止のためにパンフレット等を活用し、地域のつどい場や自治会・民児協の定例会などにおいて、高齢者にわかりやすい方法で注意喚起する。成年後見制度についても地域のつどいの場などで随時広報し、必要時は関係機関と連携する。高齢者虐待に関しては、マニュアルに沿って対応し、関係機関との連携を図る。虐待ケースの早期発見につながるよう、民児協定例会等で民生委員から情報収集し、地域住民へ啓発を行うとともに、虐待予防の一環として、必要な方へ介護リフレッシュ教室の案内も行う。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

各あんしんすこやかセンターと連携を図り、北神ケアマネジャー連絡会で介護支援専門員へ勉強会を年２回開催する。介護支援専門員同士が顔の見える関係作りに努め、介護支援専門員

が抱えている困難事例を気軽に相談できる体制造りを行う。介護支援専門員と困難ケースを一緒に取り組み、必要に応じ同行訪問やカンファレンスを行い、介護支援専門員が自ら困難事例に前向きに取り組む事ができるように支援者支援を行う。また介護リフレッシュ教室開催の紹介や社会資源の情報提供を行い、介護保険外の地域資源の活用でスムーズなケアマネジメントに繋げられるようにアドバイスする。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者のニーズに対して、介護サービスや多様な社会資源を結び付けるケアマネジメントを実施する。本人の身体状況の維持改善に資するように、利用者本意による適切な介護保険サービス、他の保健・医療・福祉サービス、インフォーマルサービスを総合的かつ効果的に提供する。また、居宅介護支援事業所に委託するケースについては介護予防プランの内容について、介護予防に資する具体的で明確な目標となっているか等、適切な助言・指導し、自立支援に繋がるプラン作成を支援する。

７．地域支え合い活動推進事業について

住民同士が互いに支え合い、いくつになっても元気に安心して生活できる地域を目指し、積極的に地域に出向いて情報収集を行ない、地域の各関係団体との連携を密にする。また、見守りや緊急時の具体的な社会資源を地域住民へ提案していく。対象圏域は広域だが、それぞれの地域課題を偏りなく把握できるよう、ふれあい喫茶等のつどい場へ４職種が交代で足を運び、民生委員やボランティア等との顔の見える関係づくりを続ける。

高齢者見守り事業の協力事業者に見守りの方法を広報する。また、協力事業者に地域ケア会議等への参加を促し、地域でのつながり、関係作りを深めて高齢者世帯や独居の方が安心して日々生活出来る様に努める。

８．認知症に関する取り組みについて

住民への認知症に対する理解促進のため、認知症声掛け訓練、認知症サポーター養成講座など啓発活動を行う。早期の段階で認知症高齢者を把握するためつどい場を活用し支援を行う。

神戸モデルの啓発を引き続き継続し認知症高齢者の早期発見や専門医での受診、相談に繋ぐ。また、認知症高齢者や介護者が地域の中で孤立しない様に出張相談会や介護リフレッシュ教室の支援にも引き続き取り組む。

高齢者安心登録事業については総合相談や地域関係団体との交流の機会を通じて情報提供を行い、地域住民が適切な支援を受けるために制度の利用を勧める。

９．民生委員等地域との連携について

地域のつどい場や行事等に積極的に参加し、民生委員、自治会、老人会、ボランティア等との連携を深め地域関係者と顔の見える関係を築く。

フレイル予防に対して地域住民の理解が深まるように、つどい場にて職員が啓発活動を行う。また区社会福祉協議会とも連携を密にし、地域の意見や要望などを収集しやすい環境を作る。民児協定例会にて情報共有するため、地域支え合い推進員だけではなく他の職種も交代で参加する。

１０．医療機関との連携について

医療・介護サポートセンターや行政、医療機関の主催する研修に職員が参加し、復講することでセンター内での情報共有や知識習得を図る。

入院連携シートや介護情報提供書等も活用し、医療機関と情報共有することで円滑な支援体制の構築に努める。

１１．その他関係機関との連携について

地域の催しを住民主体で実施できるよう促し、後方支援に努める。

介護保険サービス事業者のみならず、各関係機関とも連携を深め、共に協力できる関係を作る。

地域資源の発掘・創生を行い、相談者に対して情報提供する。

災害に備え、神戸市の災害時対応ガイドラインに基づき、平常時より要援護者など支援に取り組む地域関係団体や民生委員等と連携して情報共有を行うと共に、居宅介護支援事業所を通じて、不足しているサービス・社会資源がないか確認を行い、課題解決に向けた対応を検討する。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

「あんしんすこやかセンター運営要綱」第５条及び「あんしんすこやかセンター事業実施要領」第７条に定められた項目を順守する為、市及び区の運営協議会の指導・助言を得ながら公正かつ中立性の確保に努め、利用者本位を尊重しながら業務に取り組む。また、センター内の会議において、定期的に職員間で公正・中立な業務についての確認作業を行ない、センター内での意識統一を図る。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　３６

あんしんすこやかセンター名：八多淡河あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　石井智美

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

あんしんすこやかセンターの運営方針・運営要綱・実施要領・業務・ハラスメントに関するマニュアルの内容を全職員で確認、運営管理者の役割を理解し業務に取り組んでいます。祝日も営業し営業時間外は留守番電話で案内し、24 時間携帯電話で連絡を取れるようにしています。災害などに備えた防災訓練に地域だけでなく関係機関（圏域ＣＭ、協力事業所、福祉医療）が参加し災害について話合える体制を整えます。個人情報保護法を遵守し、個人情報事務チェックリストにより定期的に業務の見直しを行い、書類や個人ファイルは施錠できる書庫で管理します。

２．職員の配置について

あんしんすこやかセンターの機能強化や地域包括ケアシステム推進を目的とし、センター4 職種でチームアプローチ体制を整え、それぞれの専門性を最大限発揮できるように職員配置を行います。オンラインの研修やウェブ会議に対応し効率よく活動ができるようＩＣＴ推進を継続していきます。研修を受けた職員はセンター内で復講し、情報共有を行い対応力の向上を目指します。

３．総合相談支援業務について

地域の高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な制度やサービスに繋ぎ、継続的な支援を行います。地域との関わりの希薄化、高齢者の孤立化、高齢者虐待、8050 問題、ひきこもり、こども・若者ケアラーなど世帯の複合的な課題を抱えるケースに対して、センター4 職種で検討しチームアプローチを行います。住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を維持継続できるように自己決定を引き出す支援を行い、課題解決に向けて取り組みます。多様な相談内容に対して、地域関係者や生活支援コーディネーター等と協働し、支援者につなげる連携システムの構築・進化を推進します。また地域住民が相談しやすいように予防的アプローチとして、制度の周知・啓発を行います。

４．権利擁護業務について

高齢者の権利に対して予防・早期発見・早期対応ができるよう啓発活動に努め、地域住民や関係機関が安心して相談できる窓口としての役割を果たします。高齢者虐待に対しては予防を第一とし、必要な方に介護リフレッシュ教室への参加の呼びかけも行います。事例に対しては行政、関係機関に積極的に働きかけ、連携し、具体的な方針を定め対応を行います。消費者被害、成年後見制度も含め、必要な支援や相談ができるように、地域の事業所や民生委員をはじめ、地域住民へ向けてリーフレットの配布や啓発を行い権利擁護全般の支援体制づくりを図ります。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

要支援・要介護状態になる前から重度認定者まで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築を推進します。圏域のケアマネジャーや事業所からの相談や困りごとに対して、支援やケース検討を行います。また相談しやすい関係性の構築として、ケアマネジャーからのアンケートをもとにして情報交換会を開催し関係機関同士のネットワーク構築を図ります。個別の課題を抽出し地域ケア個別会議を実施し、圏域内での地域住民や各関係機関の情報や見解を聞き取り、個別課題、地域課題の解決に向けて働きかけます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

フレイルの進行や生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して、自立支援と重度化予防に向けて、高齢者の意思を尊重した自己選択・自己決定支援と尊厳の保持に取り組みます。住民に向けて多様なインフォーマルサービスの導入やリハビリ専門職の同行訪問を始め、多職種と協働し、フレイル予防、健康寿命の延伸に向けて地域住民へ意識づけを行い、介護予防の理解を深めます。

７．地域支え合い活動推進事業について

地域のつどいの場やサロン、ふれあい給食会等に出向き、地域の現状や課題について情報収集を行い、つどいの場 MAP などの更新を行います。把握した情報を必要な方に情報提供し、外出の機会につながるよう支援します。地域住民が主体的に運営するつどいの場の立ち上げや継続の支援、相談等に対応します。ICT などオンラインを活用し、つどいの場同士や地域住民と関係機関を繋いだ体操教室などの後方支援を行います。フレイル予防に取り組みながらお互いに支え合う地域作りを行います。

８．認知症に関する取り組みについて

多世代の地域住民へ認知症の人にやさしいまちづくり条例普及啓発活動と高齢者安心登録事業の周知を行い、認知症初期集中チームとの連携を図り、認知症になっても暮らしやすい地域づくりに取り組みます。認知症への理解の差を埋めるために、毎年実施している中学校だけでなく、地域住民や支援者向けに認知症の勉強会などを行い、次世代多世代が繋がることができるように認知症の啓発活動を行います。認知症の早期発見や重症化予防の強化のために、地域住民と関係機関が相談しやすい支援体制づくりを目指します。

９．民生委員等地域との連携について

民児協定例会、関係団体の地域活動に参加し、孤立化・ゴミ問題・災害時避難など高齢者が抱える課題の情報収集を行い早期発見・早期対応を図ります。地域の高齢者見守りの充実に向けて民生委員、友愛訪問ボランティア、関係機関と課題や意見の分析と共有を図り、住民同士の見守りや支え合いの活動が効果的に行えるよう支援します。検討事項については、その後の経過や対応状況を報告し、活動のさらなる改善に繋げます。新しく見守りの支援者になった方に関してセンターの役割や活動を周知し、信頼関係を築いていきます。

１０．医療機関との連携について

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けて、地域の医療機関等と積極的に情報を共有し多職種連携を図り、顔の見える関係作りを進めていきます。高齢者が病気に対して早期発見・受診・治療ができ、地域で暮らす認知症や慢性疾患を持つ高齢者の疾患の重度化を防ぎ、安心して生活できる地域づくりを目指します。

１１．その他関係機関との連携について

地域住民やボランティア、サービス事業所、圏域内の商業施設や医療機関、施設に出向いて広報活動を行い、地域課題の検討やフィードバックを行うなど情報交換、情報共有をしていくことで、顔の見える関係作りを目指します。ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、圏域内の社会資源活動にセンターだけでなく関係機関も参加することができるように関わり、相互を理解し、センターが介入せずとも地域住民、関係機関、民間企業など産官学民が連携し、協働できる体制づくりを図ります。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は運営方針・運営要綱・実施要領など理解し、公的な相談窓口として公正中立な業務が行えるようセンター事業の人員、整備及び運営に関する基準を遵守します。また、利用者の自己決定を尊重し、支援に偏りがないように業務を行います。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　8 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　37

あんしんすこやかセンター名：　有馬あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　真保　友仁

令和 8 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

開所時間および相談体制

・月曜日～金曜日：9:00～17:00

・ 土曜日：9:00～12:00

開所時間帯には必ず職員が待機し、相談体制を確保します。また、夜間・休日については転送用携帯電話を輪番制で保持し、24 時間相談対応が可能な体制を継続します。

駅から徒歩 1 分の利便性の高い場所に事務所を設置し、建物内には地域住民が利用できる交流スペース「暖団」を併設し、介護リフレッシュ教室やつどいの場などの地域活動の場として活用し、住民同士のつながりづくりを支援します。

災害時や新感染症にも継続的に機能できる体制整備を進めます。

利用者・家族・地域関係者・職員すべてが安心して関われる環境を守るため、ハラスメント対策を明確に講じています。相談対応時の安全確保、職員研修の実施、ハラスメント発生時の対応手順の整備など、適切な運営を行うための体制を構築しています。

２．職員の配置について

配置規程に基づく 4 職種に加えて加配職員、予防プランナー、事務員を配置し、安定した職員体制の確保と職員の働き方改革を推進します。それぞれの専門性を活かしながら連携することで、地域住民に対して総合的かつ質の高い支援体制を構築しています。

３．総合相談支援業務について

地域住民や関係機関等から寄せられる多様な相談・報告に対し、センター内の協議やアウトリーチを行い、早期支援・早期解決につなげていきます。 地域ネットワークを活用し、複合的な課題を多職種と連携しながら横断的に支援していきます。地域の課題を抽出し、分析結果を踏まえて必要な支援や研修を実施し、地域力の向上につなげていきます。

４．権利擁護業務について

支援が必要な高齢者をできるだけ早く見つけて、状況に合った支援につなげます。必要な場合は、成年後見支援センターや関係機関と連携し、高齢者の権利を守りながら適切に対応します。頼れる身寄りがいない高齢者のために、相談窓口をわかりやすく示し、安心して相談できる体制を整えます。成年後見制度の利用も含めて、高齢者を地域で支える仕組みを充実させます。高齢者虐待については、神戸市高齢者虐待対応の手引き（第３版）に従い、区や関係機関等と連携して適切に対処します。養護者支援の一環としての介護リフレッシュ教室

では、新たに悩んでいる介護者の方々に声をかけ、精神的に支援していきます。つどい場や給食会、民児協定例会などに出向き、権利擁護の広報活動や消費者被害情報を伝え、注意喚起を行います。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

介護支援専門員からの相談を直接聞くことによって、現場で抱えている課題やニーズを把握し、地域の支援体制の充実につなげていきます。

昨年度に引き続き、令和８年度は民生委員と介護支援専門員の意見をもとに交流会を実施し、両者の連携強化を図ります。

北神区４センター共同開催の北神ケアマネ連絡会にて研修会を開催します。令和８年度は、介護支援専門員からの相談とアンケートを基に、障がい者福祉について学ぶ機会を設け、介護支援専門員がケアマネジメントに活かせるように支援していきます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の推進と健康寿命の延伸をめざし、地域の行事やつどい場等でフレイル予防の啓発を行い、地域住民がフレイル予防を理解し意識を高める機会を提供します。見守り連絡会等で民生委員に働きかけ、介護予防の取り組みが必要な高齢者の早期発見に努め、重度化の予防を図ります。KOBE アクティブシニア目標シートを活用し、本人が自身の生活課題を把握し、フレイル改善に向けた具体的な目標設定と行動変容に取り組めるよう支援します。自立支援・重度化予防の視点が適切に反映されたケアプラン作成に努めます。

７．地域支え合い活動推進事業について

活動中のつどい場へ定期的に訪問し、現状の把握に努めるとともに、課題やニーズの把握を進めます。また、つどい場の新設など新たな取り組みに関心のある住民からの相談にも対応し、地域資源の開発にも積極的に取り組みます。社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、持続可能なつどい場の運営支援が実現できるよう努めていきます。

８．認知症に関する取り組みについて

この２年間で実施してきた認知症サポーター養成講座の開催や、認知症になってもその人らしく暮らしていくために地域の支援者と話し合う「地域ケア会議」の取り組みを踏まえ、
令和８年度は声かけ訓練を実施します。地域住民と協力しながら、
実際に高齢者を見守るための実践的な活動を進めていきます。
令和７年度に立ち上がった「認知症カフェ」へ定期的に参加し後方支援に努めます。

９．民生委員等地域との連携について

民児協の定例会や小地域支え合い連絡会において意見交換を行い、相談しやすい環境づくりに取り組みます。相談を受けた際には早期対応に努め、信頼関係の構築はもちろんのこと、センター内で相談ケースを共有し分析したうえで、地域住民とともに対応策を検討し、実践につなげていきます。

１０．医療機関との連携について

地域の医療機関、認知症疾患医療センター、医療介護サポートセンター等と連携し、医療と介護の多職種連携を継続します。総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務において、主治医へ報告・相談を行ない連携しながら、より良い支援に繋がるよう努めます。今年度は病院の地域連携室と情報交換会を行い、お互いの立場の理解を深めます。地域の行事やつどい場でリーフレットやキタールさん手帳等を活用し、住民にＡＣＰ(人生会議)の普及啓発を行います。

１１．その他関係機関との連携について

絆サポーターの活動を、区社協と連携しながら継続的に支援していきます。

自治会と連携し、声かけ訓練を実施し、多世代が高齢者について学べる機会を企画します。

地域のサービス事業者、医療機関等と連携し、福祉フェアの機会を通じて高齢者声かけ訓練を実施します。

地域関係機関の動向を把握、インフォーマル資源の情報収集を行い、地域包括支援ネットワークの構築に努めます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

運営基準に基づき業務を公正かつ中立に実施するため､適切な体制整備と透明性の確保に努めます。特定の事業者や団体に偏ることなく、利用者の意向と最善の利益を最優先とした支援を行うため、倫理規程の周知徹底や職員研修を継続的に実施します。

苦情や意見については迅速かつ公平に対応し、外部機関とも連携しながら、公正で信頼性の高い運営を維持します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　8 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　38

あんしんすこやかセンター名：　谷上　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　原　　史

令和 8 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

おおむね 65 歳以上の高齢者及びその家族、地域住民に対する相談窓口です。

開設時間は平日 9：00～17：00　土　9：00～12：00 です。

時間外は電話転送にて対応します。

開設時間中にセンター職員が訪問等で外出する際は、必ず 1 名は職員がセンターに待機し、窓口での相談及び電話相談の対応をとれる体制をとります。緊急時は管理者に連絡し、必要関係機関と情報を共有し連携を図ることで、問題解決に向けて支援します。

災害時の対応として、職員間で自宅、携帯、メールアドレス等を記した緊急連絡網の作成のほか、災害時用伝言ダイヤルの使用の活用、一斉に情報伝達ができるスマホアプリや SNS 等、緊急時に早急に連絡ができる手段を可能な限り、平常時から確立して使用していきます。また、関係機関とは関係者連絡先一覧表を作成し、連絡体制を整えておきます。

２．職員の配置について

①保健師　2 名

②社会福祉士　3 名

③主任介護支援専門員　1 名

④地域支え合い推進員　1 名

⑤その他の職員（ケアプランナー）　2 名

上記のすべての職種を専従としそれぞれの資格や経験を生かし、チームアプローチで相談対応できる体制を構築します。

３．総合相談支援業務について

総合相談業務として下記の 2 点を行います。

① 地域におけるネットワーク構築業務

地域の高齢者、家族、保健・福祉・医療の関係機関、介護事業者、民生委員、各地域団体等、様々な関係機関と連携協力を図ります。ネットワークを強め、広げることができるよう地域ケア会議等の開催を行い、ネットワークの構築を目指します。

② 総合相談業務

積極的に食事会や喫茶、地域拠点型デイサービス等の地域行事へ出向き、センターの広報に努めます。センターをより身近な存在と感じ、相談しやすいセンターを目指します。

各職員が連携を図り、知識を共有することで、幅広い相談にお応えできるよう対応します。

４．権利擁護業務について
誰もが住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが維持できることを目指します。
権利擁護への関心が高まるよう北区の社会福祉士で作成した成年後見制度のリーフレット等を活用し広報を行います。
虐待が発生した場合は早期に対応できるよう 4 職種が連携し、区や事業者と連携を図りより良い対応がとれるよう協議します。
日ごろから地域行事やセンター通信等で消費者被害の発生を防ぐように広報を行います。万が一消費者被害が発生した場合は、速やかに地域行事等で広報を行い再発防止に努めます。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携を図ります。
地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するために、相互の情報交換等を行う場として概ね月に１回、圏域内ケアマネジャーを対象とした勉強会を実施します。
地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、センター内の各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、解決に向け一緒に取り組みます。必要時、個別事例検討会を開催し、個別課題を集積し地域ケア会議の開催に結び付けます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について
要支援者、および事業対象者が、要介護状態等となることを予防するために介護ケアマネジメント業務を行います。その方の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。今後、対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、サービス事業者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。

７．地域支え合い活動推進事業について
誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の民生委員やボランティア、支援者の方たちと協力し、地域の支え合い活動を推進します。
地域にある資源を再度確認し、地域に必要なもの、住民の方が求めているものが何かということを確認し、地域ケア会議等を通じてネットワーク形成や地域づくりができるよう地域の方と一緒に取り組んでいきます。
地域での住民活動の後方支援を行い、活動継続できるよう支援します。また、地域の集い場を地域住民に知ってもらい、多くの方に参加してもらえるように、区が作成した集いの場のチラシをクリニックや薬局、商店に配布することで多くの方に知ってもらえるようにします。

８．認知症に関する取り組みについて
神戸市の認知症の人にやさしいまちづくり条例の基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを支援します。そのためにも幅広い世代に認知症の方への理解が広まるよう広報活動を行います。また認知症予防への取り組みについても集いの場等で紹介を行います。
認知症声掛け訓練については、現在 3 か所の地域で、地域の防災訓練と共催で声掛け訓練を実

施しています。今年度も継続して実施する予定です。
N 地区では昨年、初めての福祉フェアを開催しました。地域の方や事業所の方が協力し、認知症や高齢者への理解を深めるために講演会や声掛け訓練、疑似体験などを実施しました。200 人を超える方の参加があり、興味関心の高さが伺えました。今年は地域を広げて開催することが決まっているので、昨年出た課題や反省点もふまえながら開催に向けて実行委員会を開催していきます。

９．民生委員等地域との連携について
地域の中の高齢者に関する問題点等が発生した場合、早期に対応できるよう民生委員やボランティア等の支援者の方々と日ごろから連携が取れる関係づくりを行います。
特に民生委員とは見守り連絡会を定期的に開催し、情報共有を行い、いつでも相談できる関係を築きます。
昨年度から H 地区では民生委員とサービス事業所等で支援者連絡会が立ち上がりました。定期的に開催できており、今年もこの連絡会が有意義なものになるよう、後方支援を行います。
H30 から実施しているフレイル予防教室は、地域の広報紙に毎回案内の掲載をお願いしています。少しずつ参加者が増えてきたので、今年度も引き続きお願いし、参加者の増加を図ります。

１０．医療機関との連携について
地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関との連携を図ります。
サービス担当者会議や地域ケア会議等に医療機関へ参加や意見を求め、情報共有を行うことで顔の見える関係づくりを行います。
医療的な問題を多く抱えるケースについては介護医療サポートセンターとの連携を図り、問題解決に向け対応します。
年度初めに地域の病院やクリニック、薬局へ挨拶にいき、センターについて広報を行います。センターの周知を図り、気になるケースの相談等連携を強めていきます。

１１．その他関係機関との連携について
市町村、保健、医療、福祉の各関係機関や地域のインフォーマルサービス等と連携を行います。
医療的な困難ケースは介護医療サポートセンターと、認知症に関する困難ケースについてはオレンジチームと連携を図り一緒に取り組むことで、問題の早期解決を図ります。
地域で開催しているフレイル予防教室には、サービス事業所の専門職に講師として来てもらう等の連携を図ります。今年度は専門職以外にもボランティアの方とも連携を図ります。
センターから距離が離れている N 地区で、高齢者が早期に気軽に困りごとを相談できる場としてサービス事業所があることを地域の人に認識してもらい、実際に気軽に相談できるようにする仕組みづくりをしていきます。そのためにも事業所間の連携を深めていきます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について
相談内容に応じて複数の選択肢を情報提供し、相談者、利用者が選択できるようにします。また、利用者が選択することが難しい場合は、生活状況や身体状況、生活歴等を聞き取り、相談者が選択できるよう支援を行います。
医療機関や介護サービス事業者等のパンフレットを設置し、相談者が閲覧できるようにします。
4 職種で相談受付簿を共有し、毎朝のミーティングでサービス事業者を選んだ経緯や偏りがない

か確認を行い、公正かつ中立な業務が運営を目指します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　３９

あんしんすこやかセンター名：　神戸北町　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　村田　香織

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

圏域内の高齢者だけでなく広く地域住民の皆様に、センターの存在や役割を知っていただけるようにセンターをショッピングセンター内に設置しています。平均利用 4000 人/日のショッピングセンター内に開設されていることを生かし、12/30～1/3 を除く月～土　8：30～-18：30（祝祭日を含む　ただし来所相談は基本的には 10：00～）相談を受ける体制を整えています。今年度より相談のほぼない日曜日を閉所とし、月～土の開所時間を朝夕 30 分延長しました。来客者に対してはマスク着用を推奨することで感染予防に努めつつ、対面での対応を充実していきます。

時間外もセンター管理者等職員が転送電話対応することで 24 時間相談支援をしています。また、災害時等非常時には法人での安否確認システムでまず職員の被災情報を把握した上で、圏域内の高齢者支援に関する情報収集、総合相談業務を行えるように人員体制を整えます。

２．職員の配置について

センター4 職種 5 名（保健師 1 名、社会福祉士 2 名、主任介護支援専門員 1 名、地域支え合い推進員 1 名）を配置します。また電話や来客対応等の充実のため保健師 0.4 名を加配配置し、専門的な相談に対応しています。

３．総合相談支援業務について

商業施設内にセンターがあることを活かし、高齢者ご自身やご家族、地域の支援者の方々が高齢者にまつわる悩み・困りごとなどを幅広く相談しやすい環境を作っているとともに、センター入口壁面には介護予防などのリーフレットやチラシ、専門的な相談窓口の案内、地域のつどいの場の紹介など、誰でも気軽に情報収集ができるようにしています。また、地域のつどいの場などにセンター職員が出向き、センターは「高齢者の相談窓口」であることを周知して、顔なじみの職員が相談に乗ってくれるという安心感に繋げています。相談があった内容は、毎朝のミーティングで共有し、各専門職の視点から意見を出しあって適切な対応をとれるようにしています。また、相談内容を分析して地域の課題や特色についての理解を深め、地域づくりにいかしていけるように取り組んでいます。

４．権利擁護業務について

高齢者の人権・財産を守るために、つどいの場での広報活動・自治会と協力して地域への注意喚起を回覧やチラシで行うとともに､つどいの場での寸劇を通じて消費者被害について理解が深まるように努めています。また、特殊詐欺や消費者被害情報を消費者被害ニュースとしてチラシを作成し、年金受給月に金融機関、圏域内のえがおの窓口、協力店に啓発内容を説明して高齢者の方々に配布のお願いや圏域内の高齢者が利用されているデイサービス･デイケアの施設内の目につくところに掲示をお願いしています。被害が発生した際は、警察・神戸市消費者センター・神戸市に報告・連絡を行い、迅速に対応するとともに、発生した地域の被害防止への啓発強化に努めています。

成年後見制度については、つどいの場などでリーフレットを配布したり、センターの広報誌などを用いて認知度を高めています。また、実際に成年後見制度の利用が必要な高齢者や担当の介護支援専門委員に情報提供を行っています。

高齢者の虐待については、地域の支援者の方に対して啓発を行い、早期発見できるように意識を高めていきます。虐待の疑いがあった際には、事実確認の訪問や関係機関との連携を迅速に行い、高齢者と養護者の双方を支援できるように努めています。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

ケアマネジメントの要となる介護支援専門員が事業所の枠を超えて情報交換、連携できる体制を整えていきます。センターと圏域内の主任介護支援専門員と協働し事例検討会等勉強会を実施します。主任介護支援専門員を中心に困難事例の相談に対応し、必要時には同行訪問やケース検討会を開催し、圏域内の介護支援専門員を支援していきます。圏域内を中心にインフォーマルサービスの情報を提供することで、ケアプランに様々な社会資源を位置づけられるよう後方支援をしていきます。また他圏域のセンターや区内の介護支援専門員と協力して年数回連絡会を開催、有益な情報の提供や事例の勉強会などを開催し介護支援専門員の事業所間での交流の促進や資質向上に努めます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

センター内では毎朝、センター職員・予防プランナーが参加してのミーティングを開催、ケアマネジメント上の疑問等を都度確認し合っています。巡回派遣員からの指導や助言内容、制度改正の情報共有などを行ない、ケアマネジメントの標準化に努めます。さらに介護予防・自立支援に取り組みます。圏域内事業所や委託の事業所に対して、事例検討会等の場などで情報交換や助言を行い、多面的な視点で自立支援に取り組めるようにしていきます

７．地域支え合い活動推進事業について

圏域内で開催中の健康教室は、今後も主催者の負担感が大きくならないよう、後方支援を継続していきます。A 地区では、昨年度末で活動終了となったつどいの場が 3 か所あるので、その地域の見守り体制が希薄となる可能性があり、地域ケア会議を開催し、今後の見守り体制の在り方について検討していきます。

８．認知症に関する取り組みについて

圏域全体では、昨年度取り組みを開始したオレンジ１１０番の周知や拡大、見守りの現状をそれぞれの立場で理解を深めるために地域ケア会議を開催します。また D 地区では地域の防

災訓練に協働する形で認知症高齢者の声かけ訓練を実施します。日頃高齢者との関わりの少ない子育て世代など、毎年変わる地域の役員を中心に新たな地域住民に認知症高齢者について考える機会をつくります。

９．民生委員等地域との連携について

民生委員とは、年に 3 回の小地域支え合い連絡会や、ほぼ毎月開催されているつどいの場を通して、顔の見える関係を構築しています。日々の見守り活動の中で、気になる対象者がいる場合は個人情報に配慮しながら情報共有を図り、センターとしてできる事を提案しながら連携をとっていきます。

１０．医療機関との連携について

近隣の医療機関と連携しながら地域の方々へフレイル予防など啓蒙活動を行なっていけるよう働きかけていきます。健康教室での講師などで医療知識の講話等を通じて地域住民の知識や探求心の向上を目指します。

１１．その他関係機関との連携について

今年度からオレンジ 110 番を本格的に運用し、登録事業所の拡大に向けて圏域内の事業所と連携していきます。特に介護保険や高齢者関連でない事業所にはオレンジ１１０番の取り組みと合わせて認知症高齢者への理解の啓発を行っていきます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

年度のはじめにあんしんすこやかセンターの運営方針・運営要綱・実施要領・業務に対するマニュアルを確認し、センターの在り方や存在意義などを認識して業務を行えるようにしていきます。指定居宅介護支援事業所の選定をはじめ介護サービスの事業所選定にあたっては介護サービス事業者ガイドブック・ハートページ等を活用し公正中立に、また適切に選定できるような運営を行います。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　８　年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　40

あんしんすこやかセンター名：　北鈴蘭台

運営管理者名：　木下　真由美

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

あんしんしんすこやかセンターの運営方針・運営要綱・実施要項・業務に関するマニュアル等を定期的に確認し、事業計画・事業目標達成の為に運営管理者、４職種が情報共有し、業務を行うようにします。時間外、夜間や休日には携帯電話へ転送することで、センター職員が市民からの相談に応じます。災害時や緊急の場合には緊急マニュアルに基づき対応できるように体制を整えています。

２．職員の配置について

看護師	１．５名
社会福祉士	１名
主任介護支援専門員	１名
地域支えあい推進員	１名

３．総合相談支援業務について

当センターの圏域は坂道が多く、高齢者の移動手段がバスや車に限られていることから、来所が難しい方も多いと感じています。そのため、電話や訪問での相談を中心に、情報提供や相談支援を円滑に進めていきます。あわせて、職員の移動手段を確保・工夫し、訪問時には関係機関の情報を手元に備えておくことで、その場で必要な支援につなげ、切れ目のない支援を目指します。

また、窓口で蓄積している相談データを活用できるよう、分析が可能なシステム環境を整えていきます。日々の相談の中にある気づきや傾向を見える形にし、地域課題の把握につなげるとともに、その結果を具体的な地域資源の開発に活かしていきます。

４．権利擁護業務について

地域の給食会や地域行事へ参加し、虐待防止や成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等に関する広報活動を実施します。また、権利擁護に関する説明会や相談会を開催し、制度周知と相談しやすい環境づくりを進めます。虐待については、その予兆に気付き早期に予防的介入ができるよう、地域団体、介護保険事業所、医療機関等との関係づくりを深め、連携体制の強化を

図っていきます。消費者被害については、高齢者の集う場へ警察署とともに出向き、実例紹介等を通じた啓発活動を継続して行うことで、高齢者への意識付けと再発防止に取り組みます。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民に必要な支援が行えるよう、他機関との連携を図りながら日頃から顔の見える関係づくりを進めます。また、圏域内の事業所訪問を通じて相談しやすい関係を築き、介護支援専門員が抱える困難事例への相談支援や同行訪問、担当者会議、個別地域ケア会議等につなげ、多職種で課題解決が行えるよう支援します。えがおの窓口が実施する事例検討会にも参加し、介護保険以外の制度活用や地域連携ネットワークの拡充を図ります。認知症に係る情報提供をもとに担当介護支援専門員へアプローチを行い､安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。また、これらの活動を通じて把握した介護支援専門員や利用者のニーズについて、連絡会等で共有・検討を行い、課題解決につなげていきます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

地域の給食会や老人会や集いの場、地域拠点型一般介護予防事業実施団体へ出向き、自立した生活の維持を目標とした介護予防やフレイル予防の必要性について広報します。また、日頃から地域の医療機関主催の研修やイベントへ参加し、介護予防等の情報交換やアドバイスが頂ける関係性を築きます。介護予防ケアマネジメントの委託事業所には地域拠点型一般介護予防事業実施団体や医療機関情報、住民主催の集いの場や地域の支援事業等の地域資源の情報提供を行いインフォーマルサービスの活用を促すことで住み慣れた地域での自立した暮らしを支援します。委託先のケアプラン提出の一覧表を作成して適切に管理を行います。

７．地域支え合い活動推進事業について

毎月、地域独自活動や行事、イベント等に参加してあんしんすこやかセンターの普及啓発に努め、ふれあいのまちづくり協議会や民生委員・児童委員協議会、老人会、ボランティア等と連携を図り、支援が必要な高齢者の早期発見に努めます。住み慣れた地域で集い、話し、高齢者同士が見守り合える場を増やせるように支援します。

住民が主体性をもって地域包括ケアシステムづくりに参画し、地域のニーズや課題抽出を住民が主体的に行える仕組みづくりに力を入れて、高齢者が自ら支援を求め、お互いが助けやすい地域づくりを目指します。

８．認知症に関する取り組みについて

日頃の様子を知っている近隣住民同士が認知症の高齢者を見守る事ができる地域づくりを目指して､オレンジ１１０番という取り組みの啓発活動やその運営体制の構築について地域企業、事業所、住民を巻き込んだ話し合いを行っていきます。

認知症高齢者の相談を適切、的確に実施するために認知症初期集中支援チームなどの関係機関と連携を図ります。

９．民生委員等地域との連携について

今後、独居や高齢者のみの世帯の増加が予測されます。高齢者がその人らしい生活を続けていくためには、地域との連携が不可欠です。今後も民生委員の定例会や地域行事へ参加し、信頼関係を築けるよう努めるとともに、共に地域住民を支えられる体制を構築するため、お互い

の立場や役割について相互理解を深める機会を設け、個人情報の取り扱いに配慮しながら円滑に連携できる体制づくりを進めていきます。

１０．医療機関との連携について

独居や高齢者のみの世帯が増加する中、親族が他県在住している方も少なくありません。夫婦共に認知症や介護者が病気になる事例や独居の認知症で通院することさえできない事例などあり、益々医療機関との連携が必要となります。迅速にかかりつけ医のご助言ご指導をいただけるよう顔の見える関係を築くために、当センターが実施する地域ケア会議や地域行事などの参加を呼びかけ、医療機関が開催している研修会にも積極的に参加して連携を深めます。

１１．その他関係機関との連携について

その人らしい生活をする為には、医療や介護以外の地域の商業施設や金融機関などの理解と協力が必要です。高齢化が進むとともに認知症高齢者も増えているため、圏域内の商業施設や金融機関、見守り機能のある宅配業者等にも地域ケア会議や認知症サポーター養成講座や声掛け訓練、オレンジ１１０番への参加を呼びかけ、課題を共有して解決のために協力が得られるように地域支え合い推進員は地域、社会福祉士は警察や弁護士等、保健師看護師は医療、主任介護支援専門員は介護保険事業所とのネットワークの構築を図ります。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

神戸市のあんしんすこやかセンター運営要綱、実施要項等の徹底を図り、事業を運営していきます。また、地域包括支援センター運営方針に基づき、正当な理由なく特定のサービス提供事業者が提供するサービスに偏りがなく、サービス利用を不当に誘引しないよう、公正かつ中立な立場の視点での運営を確保します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　41

あんしんすこやかセンター名：　鈴蘭台あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　松村　吉隆

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・運営方針、運営要綱、実施事項、業務に関するマニュアルを職員が理解し、共通の認識を持って事業を推進します。

・営業日、営業時間は月曜日から土曜日（祝日を含む）9 時 00 分から 17 時 15 分までとします。就業時間外や日曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）の相談は転送電話で 24 時間相談受付、就業時間外の虐待に関する相談は緊急連絡網にて職員間で共有相談し、緊急と判断した場合は、関係機関と連携し、速やかに対応します。

・感染症予防および拡大防止対策として引き続き全職員が訪問時・相談対応時にマスクの装着を徹底します。

・圏域内で行われている防災訓練に参加し、定期的にハザードマップを確認します。普段から民生委員や自治会と交流し連携を図ることで、災害時のセンターの役割や協力体制を整えます。

２．職員の配置について

・運営管理者１名、保健師１名、主任介護支援専門員１名、社会福祉士２名、
地域支え合い推進員 1 名を配置し、チームアプローチで関係機関やサービスにつなぎ、問題解決への支援を行います。

３．総合相談支援業務について

・誰もが暮らしやすい地域を目指し、あんしんすこやかセンターが高齢者の総合相談窓口であることを周知していけるよう、掲示板への掲示や広報活動等を積極的に行います。

・相談者が抱えている悩み・葛藤・困りごと・不安などを少しでも解消していただけるようにその方にあった対応（訪問・来所など）でニーズを把握し支援を行います。

・毎日の朝礼やミーティング、また随時センター内で情報共有、意見交換を行い、連携を強化しチーム一丸で課題解決にあたります。

・介護リフレッシュ教室を年６回開催します。介護者が茶話会やイベントなどに参加することで気分転換や心身に抱えている負担を少しでも軽減していただけるように寄り添います。

４．権利擁護業務について

・判断能力が不十分な状態になり、その人らしく日常生活を送ることが難しい方を地域住民やサービス事業所、介護支援専門員等を通じて早期発見するよう努め、関係機関へつなぎます。

・高齢者虐待発生時（疑いを含む）は速やかに対応し、解決に向けて関係機関と連携し、高齢者の生命や身体、財産を保護し、安心・安全な生活を再構築するための介入を行います。高齢者

本人だけでなく、養護者に対する支援も行うことが法律上規定されていることを認識し、そのことを地域住民にも広く理解してもらえるよう努めます。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域内の介護支援専門員を対象とした勉強会を開催し、情報交換やスキルアップを図ります。地域住民や介護支援専門員、関係機関など多様な方からの相談に対して、センター内で速やかに情報共有、適切な対応を行い、切れ目のない支援を実施していきます。圏域内の介護支援専門員との連携・情報共有を行うため、交流の場を企画開催します。
・介護支援専門員からの困難事例等の相談には、傾聴するとともに状況に応じてモニタリングやサービス担当者会議に同席し状況を確認し、解決に向けて適切な支援を行っていきます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

・介護予防給付に関わる指定介護予防支援事業所として、予防給付のケアマネジメントを行います。アセスメントは包括的に行い、利用者の意欲・能力が最大限引き出せるように支援し、インフォーマルサービスの積極的な情報提供を行います。
・高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業（区が主体）に参画し、フレイル予防への意識を高める機会にしていきます。
・介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばすために、地域の医療機関や住民と一緒に介護予防に取り組めるようにします。
・インフォーマルサービス等介護予防についての広報活動を、パンフレットを用いて民生委員、商業施設などと協力して行っていきます。
・介護予防支援指定居宅介護事業所との連携を図り、直接契約で担当している介護予防サービス計画の管理を行っていきます。

７．地域支え合い活動推進事業について

・住民主体のつどいの場立ち上げ支援をしていきます。そのために、担い手となる人を発掘することを意識しながら活動していきます。
・インフォーマルサービスの情報を更新し、地域の方や介護支援事業所に情報提供をします。

８．認知症に関する取り組みについて

・あんしんすこやかセンターが認知症の相談窓口であることを地域住民に広報し、多くの方に相談をしていただけるように努めます。相談の際には神戸モデルや神戸市高齢者安心登録事業等の案内を行います。
・多世代が認知症に優しい対応ができる取り組みとして認知症高齢者等の声かけ訓練を行い、認知症になっても安心して住み続けることができる地域づくりを推進します。
・圏域内に複数あるオレンジカフェで、地域住民の方が気軽に相談・集える場を提供できるように後方支援をしていきます。
・認知症になっても安心して住み続けることのできる仕組みとして、「オレンジ 110 番」の協力事業所への継続的な参加のアプローチと地域住民への広報を積極的に行っていきます。また、他圏域に広がった「オレンジ 110 番」の定着、拡大を図るため、近隣のあんしんすこやかセンターと引き続き情報共有、相談等していきます。

９．民生委員等地域との連携について

・民生委員と良好な関係を築き、信頼関係が構築できるように努めます。民生委員が高齢者見守りの中で気づいた情報の相談には迅速に対応していきます。
また、民生委員から介護支援専門員に対する依頼や介護保険のことを知りたいというニーズに対して、居宅介護支援事業所との交流会を開催するなど情報提供や双方の顔の見える関係作りを行います。

１０．医療機関との連携について

・地域住民の生活を支えるため、医療介護サポートセンターと連携し、在宅での医療と介護の連携強化を意識し、適切で専門性の高い機関との協力・連携を図ります。
・対象者が医療情報を適切に自己管理でき、支援者側も必要な医療機関・薬局へ素早く正確にアクセスできるよう、「キタールさん手帳」活用や情報整理のアドバイスを継続して行います。
・総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務においては、主治医や機関の地域連携室・患者支援センター相談員と適切な情報共有に努め、よりよい業務の遂行に努めます。
・地域ケア会議や介護リフレッシュ教室などへ医師・医療専門職の参加や意見を求め、情報共有を進めます。

１１．その他関係機関との連携について

・地域包括ケアシステムを意識し、介護サービス事業所や見守り関係団体、商店や金融機関、警察、消防、医療機関、学校等と顔の見える関係づくりに努めます。
・地域の課題の共有や、それぞれの立場でできることなどを検討する地域ケア会議に多様な参加者が増えるよう広報を行います。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保するため、サービス利用希望者に対して複数の事業所から選択できるよう提案し、インフォーマルサービス等の情報提供を行います。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　４２

あんしんすこやかセンター名：　五葉　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　前田　大輔

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

①運営方針・要綱・要領

あんしんすこやかセンター運営方針、運営要綱、実施要項、業務に関するマニュアルを全職員が確認、共有した上で事業計画を立案し、事業を推進する。

②２４時間連絡体制

運営時間は、休日でも市民が相談できるよう、月曜日から土曜日（祝日も含む）の午前９時から午後５時３０分とする。夜間、日曜日および年末年始１２月３１日から１月３日の相談については、法人施設に電話を転送し、マニュアルに基づいて施設職員が対応する。虐待に関する相談など緊急と判断した場合は、施設職員がセンター職員へ連絡し、センター職員が対応する。

③資質の向上

月１回部署内で研修を実施すると共に、他機関が開催する研修会に職員を派遣し、受講後は伝達研修の時間を設け、全職員の資質向上に取り組む。

④個人情報の保護

全職員が個人情報の取扱いについてのマニュアルを確認し、同時に取扱いに関する研修を実施する。

⑤苦情対応

苦情解決体制に基づき対応し、組織で共有をはかり再発防止に取り組む。

⑥感染拡大防止対策

全職員、出勤後検温、マスク装着、手指消毒を徹底する。来所相談者に咳やくしゃみがある場合は、マスク着用、アルコール消毒を促す。

⑦災害時の対策

避難訓練等地域の災害に関連した事業に参加し、地域の災害対策を把握する。

災害が発生した際のマニュアル整備、訓練を実施する。

２．職員の配置について

運営管理者１名、地域支え合い推進員・管理者１名（社会福祉士、介護支援専門員資格あり）、看護師１名（介護支援専門員資格あり）、社会福祉士３名（内１名介護支援専門員資格あり）、主任介護支援専門員１名（社会福祉士資格あり）を配置する。

３．総合相談支援業務について

①チームアプローチ

毎日ミーティングを行い、情報を共有する。複雑な課題を抱えた相談については、４職種で速やかに情報の共有、課題の整理を行い、緊急性を判断した上で対応する。必要に応じて多機関とともにケースカンファレンスを開催する。

②広報活動

地域行事への参加、みまもりの輪の作成、配布を継続し、センター広報、フレイル予防、認知症予防、認知症施策、消費者被害防止、成年後見制度、高齢者虐待防止等の権利擁護について等の広報・啓発を行う。

③地域診断、地域ケア会議

相談受付簿、統計データ、地域の情報を収集し、地域診断を継続する。地域診断の結果、優先的に課題を解決する必要がある地域では、地域ケア会議を開催し、住民、多機関と共に課題の解決方法を検討する。

地域の課題が関係していると思われる事例を把握した際には、速やかに個別事例の地域ケア会議を開催する。

④相談履歴の整理

相談者についてデータベース化するなど、総合相談記録の整理、管理方法を工夫し、再来相談者に対し迅速に対応する。

⑤介護者支援

介護リフレッシュ教室の開催日時の内容と年間通して年度初めに決定し、広報をする。介護相談時に、認知症と診断され、要介護認定を持つが、在宅サービスを利用していない主介護者に重点的に案内を配布し、継続した声かけをする。

４．権利擁護業務について

①高齢者虐待

区への速やかな通報を徹底する。多機関と連携し、継続して集中的援助ができるようにする。支援者間でカンファレンスを開催、課題整理や役割分担など、的確にできるようにする。

②成年後見・金銭管理

独居高齢者や金銭管理に課題がある高齢者には、成年後見制度の説明を早期に行う。また、職員向けに研修を実施し、全職員が同じ説明ができるような体制を整える努力をする。

③消費者被害

消費者被害の相談があれば、行政に速やかに報告する。地域の集い場で、消費者被害防止のための広報を継続して行う。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

①介護支援専門員への個別支援

居宅介護支援事業所と相談しやすい関係性を継続できるように、ケアマネジャー意見交換会を令和 8 年度中に開催し、前年度のケアマネジャー後方支援の内容の共有や社会資源の共有等を行う。また、困難事例の相談があれば、担当介護支援専門員と４職種でアセスメント、課題の抽出、支援計画の立案等について検討する。必要に応じて、カンファレンス、個別事例地域ケア会議の開催も検討する。

②介護支援専門員のインフォーマルサービスについての情報提供

令和 8 年 7 月頃に、第２回人とのつながりマップから考える健康づくりプロジェクト～認知症予防にみんなで取り組もう～という地域ケア会議を開催するため、介護支援専門員として参

加してもらい、地域の支援者や関係機関と一緒に地域の社会資源について把握し、意見交換をする機会を作る。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

①介護予防の取り組みが必要な高齢者の把握と働きかけ

地域の集い場や地域の多機関に対し、センター広報を行い、介護予防の取り組みや介護等の支援が必要な高齢者を把握した場合、センターへ知らせてもらうことと、高齢者からセンターに相談に行くように促してもらえるような広報を行う。

地域のフレイル予防教室やラジオ体操等のフレイル予防のための地域の集い場を、みまもりの輪の記事に掲載し、地域の高齢者に広報を行う。

②巡回派遣員より指摘を受けた事項を全職員に徹底し、介護予防ケアマネジメントの質の向上に努める。

７．地域支え合い活動推進事業について

①各圏域の最新のインフォーマルサービスの視覚化

集い場と参加者とボランティアをしたい人をつなぐマッチング機能を持ったマップを住民のニーズを把握できている、A 地区で一緒に作成、配布を検討していく。

②住民主体の集い場の立ち上げ支援、既存の集い場への継続的な支援

住民と民間の地域貢献の活動をつなげていく視点を持って、新しい集い場が立ち上がるように支援を行う。B グループホームのラジオ体操のへ住民参加が増えるように、広報を強化し、サポーターを増やしていくように取り組む。

８．認知症に関する取り組みについて

① オレンジ 110 番の広報、登録事業所が増えていくように取り組みを行う。

認知症の高齢者の行方不明を防ぐ取り組みとして、道に迷っている高齢者を見かけた住民がオレンジ 110 番の事業所と協力して、警察に通報し、無事に保護していく仕組みが広がっていくように広報、啓発を行う。

② 認知症の早期発見、啓発

認知機能の低下が疑われる相談者に対し、認知症診断制度を利用しての受検を促す。地域の集い場やお祭り等の行事で、認知症診断助成制度の広報や、認知症と思われる人への声かけの方法、行方不明になる可能性があることなど、認知症の理解が広がるように、多世代に向けて啓発を行う。

③ 若年性認知症の支援についての現状と課題を共有し、新たな社会資源の構築を目指す。

他センターと合同で、若年性認知症の架空事例検討を行い、新たな社会資源の構築に向けて意見交換を行う。

９．民生委員等地域との連携について

年に 3 回、北区社会福祉協議会とともに、民生委員を対象とした見守り連絡会を開催し、気になる高齢者については、早期の支援につなげるために、センターへの速やかな連絡を依頼する。

１０．医療機関との連携について

地域ケア会議を開催する際は、医療介護サポートセンターに参加を依頼する。地域ケア会議の担当医師に参加を促すようにする。

１１．その他関係機関との連携について

令和７年度にオレンジ 110 番の登録が得られた事業所に、令和７年度の当センターの活動報告と、令和８年度の活動予定を令和８年５月に配布し、協力を依頼する。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者が要介護認定を受け、居宅介護支援事業所を選定する場合は、居宅介護支援事業所一覧を提示し、利用者が適切に事業所を選定できるよう支援する。また、サービス事業所の選定に関しても、複数の介護事業所を紹介し、利用者、家族のニーズに沿ったサービスを選択するように支援する

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和　8　　年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　43

あんしんすこやかセンター名：しあわせの村　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：佐々木　慎也

令和 8 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について
あんしんすこやかセンターの役割を理解し、その目的に沿って円滑な事業運営を行う。
相談窓口は平日 8 時 45 分～17 時 15 分開設。
毎月第 1 土曜日（5 月、1 月は第 2）は 8 時 45 分～12 時 15 分まで相談窓口を開設する。
窓口開庁時以外の時間帯は、転送電話にて対応する。
利用者が安心して相談できる環境を整え、来所相談、訪問相談に対応する。
相談者、家族、利用者等からのハラスメントに対しては、個人としてではなく、法人として毅然と対応し、職員が安心して働くことができる環境を整える。
災害時においては各関係機関と連携を図り要援護者への迅速な対応を行う。
職員の資質向上を目指し、外部研修を受けられる体制を整える。また法人内研修へも参加していく。

２．職員の配置について
①主任介護支援専門員　　1 名
②社会福祉士　　1 名
③保健師・看護師　　2 名
④地域支え合い推進員　　1 名
⑤その他（ケアプランナー）3 名
基本配置として、4 職種に加えて予防専従のケアプランナーを配置し、包括的な支援体制を整える。 各専門職が役割を明確に分担し、多職種それぞれの経験や視点を活かしながら、高齢者の課題に応じたチームアプローチを実施する。

３．総合相談支援業務について
高齢者本人や家族、圏域住民、関係機関から寄せられる相談に適切に対応し、必要なサービスや支援機関へ円滑につながるよう課題解決に向けた支援を行う。近年、相談内容の複雑化・多様化が進んでいることを踏まえ、多職種による検討を行いながら問題解決に努める。また、緊急性の高い課題については迅速な対応を心がけ、優先的に取り組む。地域支援者や関係機関を通じて、高齢者自身が課題に向き合い解決を図ることができる適切な時期を捉えられるよう、日頃から地域支援者を含む関係機関との情報共有を継続的に行う。「独居」「認知症」「頼れる親族がいない」といった特徴を持つ複雑なケースや、家族側に課題を抱えるケースが増加している。こうした状況に対し、高齢者本人や地域支援者が将来を見据えて早期に備

えられるよう、必要な情報を積極的に発信し、事前に問題の深刻化を防ぐことを目指す。センター内の多職種連携はもとより、地域の関係機関とも協働しながら、課題解決に取り組む。

４．権利擁護業務について

・消費者被害

消費者被害が発生した際には迅速に情報収集する。地域住民へタイムリーな情報を届けられるよう「消費者被害情報」を作成し、地域住民、地域支援者、自治会、サービス事業所、居宅介護支援事業所等、圏域内関係機関に直接配布の他、メール配信等を活用し発信を行う。また、新たな被害を防ぐために地域住民や地域団体に向けて適宜、つどいの場などでも広報物の配布とアナウンスを幅広く行い消費者被害予防の啓発に努める。

・高齢者虐待

高齢者虐待を未然に防ぐことを目指し、虐待発生リスクのあるケースについてはセンター内で共有し予防的アプローチを行う。養護者支援を意識し、養護者が抱える問題に着目し、適切な機関へつなぐ、直接支援を行うなどの対応をする。

高齢者虐待が発生した際には、行政機関、各サービス事業所等とも連携し迅速な対応をする。また、センター内でも密に情報を共有しケースに対してチームアプローチできる体制を整える。

啓発リーフレットなどを活用し関係機関、地域住民へ高齢者虐待について情報発信するとともにセンターの高齢者虐待における相談窓口としての役割を周知できるようセンター広報も続けて行う。日頃から地域支援者等との関係を良好に保ち、外部からみて相談してもらいやすい雰囲気づくりに努める。

・成年後見

独居、親族がいない、またはいても遠方で支援を受けられない高齢者が増加している。相談時には問題が生じていなくても、将来的に成年後見制度等の利用が必要となる可能性のある高齢者も多い。元気なうちから将来安心して生活するための準備ができるように情報提供を行い、必要時にはご本人はもとより介護支援専門員への支援も行う。

高齢者各々が抱える問題に合わせて、適切な専門機関を紹介し、高齢者自身の意思で制度利用を勧めることができるように支援を行う。

権利擁護全般について、住民へ情報が届くように各機関のリーフレットやセンターが作成した広報物を用いて啓発を行うとともにセンターの役割についても周知を図る。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内に事業所が少ないという地域特性を踏まえ、圏域の内外を問わず協力を得られる居宅介護支援事業所の介護支援専門員やサービス事業者が、包括的かつ継続的に支援を行える体制を整備する。また、介護支援専門員に対して地域情報を提供し、個々の状況や環境に応じた支援が行えるよう努めるとともに、介護保険制度に基づく適切なケアマネジメントを、支援事業所と連携しながら実践できるよう支援していく。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が介護予防に主体的に取り組めるよう、本人が望む生活や健康の姿を思い描き、それを具体化できるようなケアマネジメントを行い、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、単なるサービス提供にとどまらず、地域資源やインフォーマルな支援も積極的に活用していく。

７．地域支え合い活動推進事業について

高齢や認知症になっても住み慣れた地域で住民同士が見守り支えあいながら暮らすことのできる地域づくりを目指す。

地域とあんしんすこやかセンターとの円滑な連携のため、地域支援者、地域団体と良好な関係の構築を図り、地域資源や地域のニーズ、地域課題の情報を収集し、あんしんすこやかセンター内で共有や分析を努めていく。

地域ケア会議などで地域支援者や関係機関とネットワークの構築及び地域課題を共有してその課題について地域関係者とともに検討していく。

また、ふれあい喫茶やふれあい給食会などのつどいの場に職種を問わず、積極的に参加することで、地域とあんしんすこやかセンターお互いが顔の見える信頼関係の構築に努めていく。つどいの場の運営状況などを適宜把握し、活動継続と活性化のために必要に応じて助成制度や講師派遣など実施団体へ情報の提供や介護予防に関するちらしの配布などの広報活動や後方支援を行っていく。つどいの場のチラシやマップを活用し、新規利用者及び支援者の獲得を図り、地域住民に広報を継続していく。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症がより身近なものとして捉えることができる地域づくりを継続していく。

ふれあい喫茶や給食会などのつどいの場において認知症に関する広報物を配布したり、アナウンスを行って啓発に努める。また、広報物への反響が高い地域であることを考慮しセンター通信の内容も認知症や認知症観について発信できるような内容を考えていく。

認知症検診（神戸モデル）がより住民にとって身近な検診となるよう、相談業務の中や地域のつどいの場などで、意識して早期発見及び早期受診に繋がる様に認知症検診について啓発活動を行っていく。認知症と思われる地域住民に対しては、必要に応じてオレンジチームと連携を図り、必要な医療や介護保険サービスに繋がるように支援に努めていく。

９．民生委員等地域との連携について

民生委員、友愛訪問ボランティア、自治会など地域福祉に関わる団体などがあんしんすこやかセンター―の役割を理解し、必要時、相互に円滑に連携が図ることができるように、各団体の定例会などに積極的に参加して顔の見える良好な関係構築に努めていく。

民生委員定例会、友愛訪問ボランティア共有会、自治会役員会などの集会に参加し、各団体の活動状況や課題を共有する。あんしんすこやかセンターの立場から社会資源や見守りツールなどの情報提供を行う。

民生委員が見守り訪問時に活用している当センター作成の配布物が地域高齢者への広報として定着していることから、内容についても民生委員など地域支援者から要望や意見を伺い高齢者への広報のみにとどまらず、地域支援者への情報提供にも活用を検討していく。

民生委員の高齢者見守り新規調査の同行や新たに対象となりうる高齢者の情報の把握に努め、対象者が支援を要する状況となった時に必要な支援が円滑につながるように、あんしんすこやかセンターや社会資源について民生委員と情報の共有や提供を行っていく。
また、民生委員が地域高齢者への情報発信窓口だと捉え民生委員とも積極的に地域の高齢者にまつわる実情であったり課題について共有していく。

１０．医療機関との連携について

住民の医療ニーズに合わせ情報提供が的確に行えるように住民のニーズの把握に努める。
医療機関の情報収集が適切に行え、医療機関に相談しやすくなるために、病院主催の研修会やカンファレンスなど積極的に参加し、情報の共有や顔の見える関係つくりを構築していく。
最期まで地域で安心して暮らし続けるための支援として、訪問診療のできる医療機関や、各訪問看護ステーションの特徴（強み）を捉えた情報収集に努める。また、必要に合わせて、医療介護サポートセンターへ相談するなど、住民の思い（ＡＣＰ）を第一に考えながら、QOL の維持向上に努めていく。

１１．その他関係機関との連携について

圏域内に資源が少なく、住民が圏域外からの支援を頼らざるを得ない地域事情から、フォーマル、インフォーマル、圏域内外を問わず、社会資源の情報を収集し、広く関係機関と連携を図る。
複合的な問題を抱える対象者、その養護者や家族に対応するため、オレンジチーム、医療介護サポートセンター、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活支援課など、各専門機関とも適宜連携をとり、多角的にケースに対応する。それぞれの専門機関と円滑に連携が図れるよう、各機関や制度の特性を理解する。また、あんしんすこやかセンターも地域高齢者の生活を支える重要な社会資源であることを理解し、関係機関が連携を図りやすいように関係機関からの相談に対して真摯に向き合って対応にあたるように努める。
地域での対応困難ケースについて、自治会や友愛訪問ボランティアなどの地域支援者、金融機関、地域の商業施設とも連携をとり、協働して対応にあたる。
対応困難ケースについて随時個別地域ケア会議や多職種連携カンファレンスを開催し、個別課題を地域の課題と捉え、共有を図る。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターでは、対象者の意思決定を尊重し、必要な情報を適切に提供する。また、地域の実情から利用者や家族の希望に沿えない場合には、インフォーマルサービスや民間企業のサービスも含め、利用可能な選択肢を幅広く提示し、根拠に基づいた丁寧でわかりやすい説明に努める。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する